

上田市小型除雪機購入費補助金交付要綱

平成18年 3 月 6 日

告示第48号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、冬期における生活道路等の環境整備を図るため、自治会等が除雪作業に使用する小型除雪機の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し補助金等交付規則（平成18年上田市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象経費及び補助率）

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率	
小型除雪機の購入に要する経費	合併前の上田市、丸子町及び武石村の区域	2 分の 1 以内。ただし、1 台につき30万円を限度とする。
	合併前の真田町の区域	10 分の 8 以内。ただし、1 台につき60万円を限度とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年 3 月 6 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の上田市小型除雪機購入費補助金交付要綱（平成 3 年上田市告示第21号）、丸子町除雪用機器購入費補助金交付要綱（平成16年丸子町告示第21号）又は真田町除雪機械購入事業補助金交付要綱（平成15年真田町告示第135号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。